

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 13日

尼崎市長 殿

提出者



住所 大阪市中央区道修町4-5-13

氏名 藤本化学製品株式会社
代表取締役 藤本 和将

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6201-1681

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	藤本化学製品株式会社 金楽工場
事業場の所在地	尼崎市金楽寺町1-2-38
計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	1651 医薬品原薬製造業
②事業の規模	製造品出荷額 233,400万円 (令和3年度実績)
③従業員数	95人 (令和4年4月時点)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7010 引火性廃油（有害）
	排出量	408.5 t	37.7 t
(これまでに実施した取組) 製造工程の改良により、原料使用量を低減することで廃棄物発生量を削減した。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7010 引火性廃油（有害）
	排出量	408.5 t	37.7 t
(今後実施する予定の取組) 現状と同様、製造工程又は製造に係る設備から発生する全ての廃液について、積極的に削減検討を行い、廃棄物発生量を低減する。 目標とする排出量については、近年の生産状況から開発品の品目数が増加傾向にあり、生産スケールならびにバッチ数が未知であるため現状維持とするが、当社の環境方針ならびに環境マニュアルにもとづき、廃棄物発生量の削減についての活動を推進する。			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 排出した引火性廃油については、内容物を細分化することで再生利用業者への処理委託を可能にした。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状と同様、排出した引火性廃油については内容物を細分化し、再利用業者への処理委託が可能になるよう調査を行い実施する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和3年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7010 引火性廃油（有害）	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(これまでに実施した取組)		該当なし		
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7010 引火性廃油（有害）	
②計画	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	(今後実施する予定の取組)			該当なし

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和3年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7010 引火性廃油（有害）	
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
①現状	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	(これまでに実施した取組)			該当なし
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7010 引火性廃油（有害）	
②計画	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
②計画	(今後実施する予定の取組)			該当なし

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7010 引火性廃油（有害）
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)			該当なし
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7010 引火性廃油（有害）
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			該当なし

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7010 引火性廃油（有害）
	全処理委託量	408.5 t	37.7 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	408.5 t	37.7 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 排出した引火性廃油については、内容物を細分化することで再生利用業者への処理委託を可能にした。			

(第5面)

		【目標】				
		特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7010 引火性廃油（有害）		
②計画		全処理委託量	408.5 t	37.7 t		
		優良認定処理業者への処理委託量	408.5 t	37.7 t		
		再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t		
		認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t		
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t		
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>現状と同様、製造工程又は製造に係る設備から発生する全ての廃液について、積極的に削減検討を行い、廃棄物発生量を低減する。</p> <p>目標とする排出量については、近年の生産状況から開発品の品目数が増加傾向にあり、生産スケールならびにバッチ数が未知であるため現状維持とするが、当社の環境方針ならびに環境マニュアルにもとづき、廃棄物発生量の削減についての活動を推進する。</p> <p>排出した引火性廃油については内容物を細分化し、再利用業者への処理委託が可能になるよう調査を行い実施する。</p>						
電子情報処理組織の使用に関する事項		【前年度（令和3年度実績】				
		特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビニル廃棄物を除く。)	446.2 t			
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>令和2年4月より電子マニフェスト導入済み。</p>						
※事務処理欄						

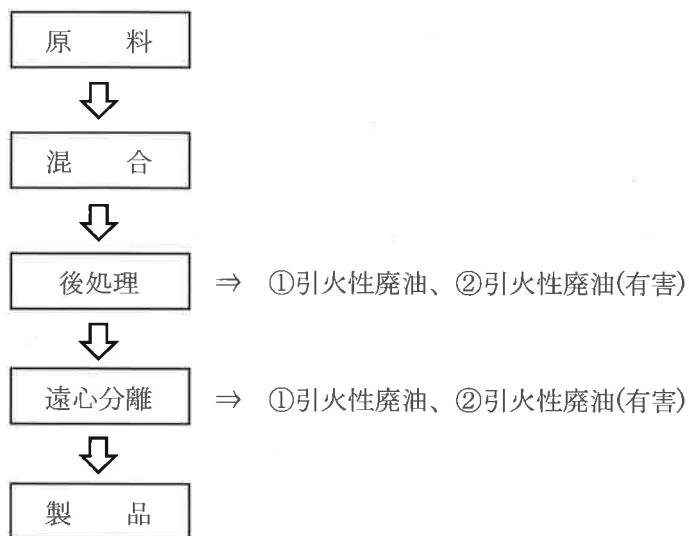
(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙1

○ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



①引火性廃油

- ・収集運搬（委託：株パルテック）→ 燃焼（株パルテック）
→ 燃焼残さは管理型処分場に埋立処分
- ・収集運搬（委託：株パルテック）→ 燃焼（光和精鉱）又は再生利用
→ 燃焼残さは管理型処分場に埋立処分、
一部は、ペレット製造又はセメント原料製造工程の原燃料として再生利用
- ・収集運搬（委託：株利昌）→ 燃焼（株ヒロエ一）
→ 燃焼残さは管理型処分場に埋立処分
- ・収集運搬（委託：藤沢環境開発株）→ 燃焼（光和精鉱）又は再生利用
→ 燃焼残さは管理型処分場に埋立処分

②引火性廃油(有害)

- ・収集運搬（委託：株パルテック）→ 燃焼（光和精鉱）
→ 燃焼残さは管理型処分場に埋立処分、
- ・収集運搬（委託：藤沢環境開発株）→ 燃焼（光和精鉱）
→ 燃焼残さは管理型処分場に埋立処分

○特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

統括公害防止管理者	工場長
廃棄物担当	総務 G、工務 G、品質管理 G、製造 I G、製造 II G、研究開発 G の各グループ員
役割	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・関連設備の運転・維持管理状況の把握 ・処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ・委託契約の締結 ・産業廃棄物及び特別産業廃棄物管理票の交付・管理 ・監督官庁への各種報告 ・社員、関連会社に対する教育・啓発 ・その他に関する事項

管理体制図

```

graph TD
    A[代表取締役社長] --> B[環境管理責任者]
    B --> C[工場長(統括公害防止管理者)]
    C --> D[金楽工場]
    C --> E[研究所]
    D --> F[総務 G  
廃棄物担当]
    D --> G[工務 G  
廃棄物担当]
    D --> H[品質管理 G  
廃棄物担当]
    D --> I[製造 I G  
廃棄物担当]
    D --> J[製造 II G  
廃棄物担当]
    E --> K[研究開発 G  
廃棄物担当]
  
```

特別管理産業廃棄物の処理に関する事項

(1) 基本的事項

- ①産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。
- ②発生した産業廃棄物を業者に委託する場合、収集運搬から処分に至るまで確認し的確に管理する。
- ③廃液の発生、処理について次に掲げる事項を実施する。
 - ・発生の抑制
発生抑制を考慮した製造方法を検討する。
 - ・再生利用
再生利用ルートを確保する。
 - ・その他
処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。

(2) 教育・研修

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、従業員に定期的に教育・研修を行う。又、外部講習会への参加（特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会等）を進める。